

神奈川県立厚木高等学校学則

第1章 総則

第1条 本校は、神奈川県立厚木高等学校と称する。

第2条 本校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて高度な普通教育を施すことを目的とする。

第3条 本校は、神奈川県厚木市戸室二丁目24番1号に置く。

第4条 本校に、全日制の課程の普通科を置く。

第5条 本校の修業年限は、3年とする。

2 生徒が本校に在学することができる年数は、6年とする。ただし、校長が6年を超えて在学することについて特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

第6条 本校の収容定員は、別に定めるところによる。

第2章 学年学期及び休業日

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から3月31日まで

第9条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定する休日（第3号に該当するものを除く。次号において同じ。）
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として校長があらかじめ教育長に届け出た日
 - (4) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日（前3号に該当するものを除く。）
- 2 前項第3号及び第4号に規定する休業日の日数は、第7条に定める学年で通算して60日以内とする。

第10条 非常変災その他急迫の事情があるとき又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第11条 教育の実施上特別の事情があるときは、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ相互に振り替えることがある。

第3章 教育課程

第12条 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により、校長が編成する。

第13条 各教科に属する科目及び特別活動の単位数及び授業時数は、校長が別に定める。

第14条 本校で使用する教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）

第2条に規定する教科書をいう。）は、神奈川県教育委員会が採択したものとする。

第15条 前条に規定する教科書のない場合は、校長が定める他の適切な教科書を使用することがある。

第4章 課程の修了及び卒業の認定

第16条 校長は、各学年の課程の修了を認定するに当たっては、生徒の出席状況及び平素の成績を評価してこれを行い、すべての課程を修了したと認めた生徒には、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

第17条 前条に規定する卒業の認定等に係る規準及び手続は、校長が別に定める。

第18条 校長は、当該学年の所定の教育課程を修了することができなかった生徒について、教育上必要があるときは、その者を原級に留め置くことがある。

第5章 入学、転学、留学、休学、退学、再入学等

第19条 この学校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (6) その他校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第20条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

第21条 この学校に入学を志願する者は、指定された期間内に入学願書その他所定の書類を校長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

第22条 入学の許可是、校長がこれを行う。

2 入学を許可された者は、指定された日までに、学校所定の書類を校長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

第23条 校長は、他の高等学校からこの学校に転入学を志望する生徒があるときは、教育

上支障がないと認める場合に限り、転入学を許可することがある。

2 転入学を志望する生徒は、転入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 転入学者の選抜は、校長がこれを行う。

第24条 他の高等学校に転学を志望する生徒は、転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第25条 校長は、生徒が外国の高等学校への留学を志望するときは、教育上有益と認める場合に、留学を許可することがある。

2 留学を志望する生徒は、留学願を校長に提出しなければならない。

3 留学についてのその他の取扱いは、校長が別に定める。

第26条 生徒が病気その他やむを得ない理由により休学し、又は退学しようとするときは、保護者は休学願又は退学願に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 校長は、生徒のうち、休養又は療養の必要があると認められる者があるときは、休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、学年の終わりまでとし、継続の必要があるときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、通じて2年を越えることはできない。

4 校長は、生徒の休学期間が1年以上にわたるときは、退学を命ずることがある。

第27条 休学中の生徒が休学の理由が消滅したことにより、又は休学期間が満了したことにより復学しようとするときは、保護者は、復学願に医師の診断書等その事実を証する書類を添えて校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 中途退学した生徒が再入学しようとするときは、再入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 再入学者の選抜は、校長がこれを行う。

第28条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者は、その理由を明記して校長に届け出なければならない。

第29条 校長は、生徒が感染症にかかり、又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し、出席を停止させことがある。

第30条 校長は、生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは、次の各号に掲げる基準に従い、必要と認める範囲で許可する。この場合において、遠隔地への旅行その他やむを得ない理由があるときは、その日数の加算を認めることができる。

(1) 父母 7日

(2) 兄弟姉妹及び祖父母 3日

(3) 伯叔父母 1日

第31条 生徒は、氏名又は住所の変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に届け出なければならない。保護者の変更又はその氏名若しくは住所に変更があつ

たときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に届け出なければならない。

第6章 賞罰

第32条 校長は、他の生徒の模範となる行為のあった生徒を表彰することがある。

第33条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒は、その程度により訓告、謹慎、停学及び退学の処分とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 授業料等

第34条 入学検定料、入学料及び授業料の取扱いについては、県立学校の授業料等の徴収に関する条例（昭和33年神奈川県条例第3号）の定めるところによる。

2 校長は、正当な理由がなく授業料が納付期限までに納付されないとときは、当該生徒に対して出席の停止又は退学の処分を行うことがある。

第35条 証明書交付の手数料及び調査書作成の手数料の取扱いについては、県立学校の証明書交付手数料等の徴収に関する条例（昭和30年神奈川県条例第12号）の定めるところによる。

第8章 職員組織

第36条 本校の職員組織は、校長が定める。

第9章 補則

第37条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

この学則は、昭和34年4月1日から適用する。

附則

この学則は、昭和39年4月1日から適用する。

附則

この学則は、昭和44年4月1日から適用する。

附則

この学則は、昭和47年4月1日から適用する。

附則

1 この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、昭和48年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学する生徒に係る教育課程から適用し、同日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

附則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、昭和57年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学する生徒に係る教育課程から適用し、同日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

附則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和60年3月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和63年11月1日から施行する。

附則

この学則は、平成4年7月1日から施行する。

附則

この学則は、平成4年9月1日から施行する。

附則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成7年11月20日から施行する。

附則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日において本校に在学する生徒の在学年限については、次の各号に掲げる生徒の区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に入学した生徒 平成26年3月31日
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に入学した生徒 平成27年3月31日
 - (3) 第1号及び第2号に掲げる期間以外の期間に入学した生徒 平成25年3月31日

附則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成30年7月1日から施行する。